

国立大学法人小樽商科大学受託研究員規程

(平成16年5月19日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人小樽商科大学（以下「本学」という。）が、民間等外部の機関（以下「民間機関等」という。）の委託に応じ受入れる研究者（以下「受託研究員」という。）の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 受託研究員として受入れることができる者は、民間機関等の現職の研究者又は技術者であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）第102条本文で定める大学院に入学することのできる者又は学長がこれらに準ずる学力があると認めた者とする。

(申請)

第3条 民間機関等の長（以下「委託者」という。）が、本学に受託研究員を委託しようとするときは、受託研究員申込書（別紙様式第1号）に履歴書を添えて、学長に提出しなければならない。

(受入許可)

第4条 学長は、前条の申込があった場合は、本学の教育上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り受入れを許可し、委託者に通知するものとする。

(研究期間)

第5条 受託研究員の研究期間の区分は6か月を超えて1年以内の長期又は6か月以内の短期の範囲内とし、受入れを許可された日の属する年度を越えることはできない。ただし、研究の継続の必要性があると学長が認めたときは、翌年度において、更に受入れを許可することができる。

2 同一年度内において、当初に許可された研究期間を延長又は変更する場合は、学長の承認を得なければならない。

(研究料)

第6条 委託者は、受託研究員の受入れを許可されたときは、本学が指定する日までに別に定める研究料を納付しなければならない。

2 所定の日までに研究料を納付しないときは、受入れの許可を取り消すものとする。

3 既納の研究料は、返還しない。また、研究料納付後の研究期間の変更は認めない。

(研究証明書)

第7条 受託研究員が、その研究事項について証明を願い出たときは、学長は、研究証明書を交付する。

(規則等の遵守)

第8条 受託研究員は、指導教員の指示及び本学の諸規則を遵守しなければならない。

(事故等の補償)

第9条 受託研究員が研究中に人身事故等に遭遇した場合は、民間機関等が従業員に適用する補償制度で対応しなければならない。

2 本学は、研究員が故意又は過失により本学の設備等に損害を与えた場合、その損害賠償を委託者に請求することができる。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、受託研究員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年5月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年12月26日から施行する。

別紙様式第1号

受 託 研 究 員 申 込 書

平成 年 月 日

国立大学法人小樽商科大学長 殿

委 託 者

住 所

名 称

代表者氏名

印

国立大学法人小樽商科大学受託研究員規程を遵守の上、下記のとおり受託研究員として貴学に派遣したいので申し込みます。

記

1 派遣する研究員の氏名

2 会社等の所属部課及び職名

3 研究題目

4 希望する指導教員名

5 研究期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

※ 本人の履歴書を添付のこと。